

セーフティネット保証5号に係る中小企業者の認定の概要 (平成24年11月1日以降の認定申請分の取扱い)

別 添

1. 対象者

業況の悪化している業種(※1)に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者。

※1: 過去の業況に比して直近の業況が悪化している業種を指定。原則全業種指定の取扱いについては、平成23年3月末をもって終了する旨を同年1月28日に公表したが、その後、東日本大震災が発生したことから、緊急避難的に原則全業種指定の運用を継続。平成24年11月1日以降は、本件について実施した業況調査の結果を受けて、業況が改善した業種については指定業種から外す。なお、ソフトランディング措置として、現在の基準(最近月の売上高等が前年同月比5%以上減少等)に加え、一層緩和した基準(最近月の売上高等がリーマンショック前(4年前)比5%以上減少等)を適用。

2. 企業認定基準

指定業種に属する事業を行う中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと(※2)。(認定基準の具体的な適用関係は、次頁以降参照。)

- (イ)最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。
- (ロ)原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格(加工賃を含む。)の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。
- (ハ)円高の影響により、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること(※3, ※4)。

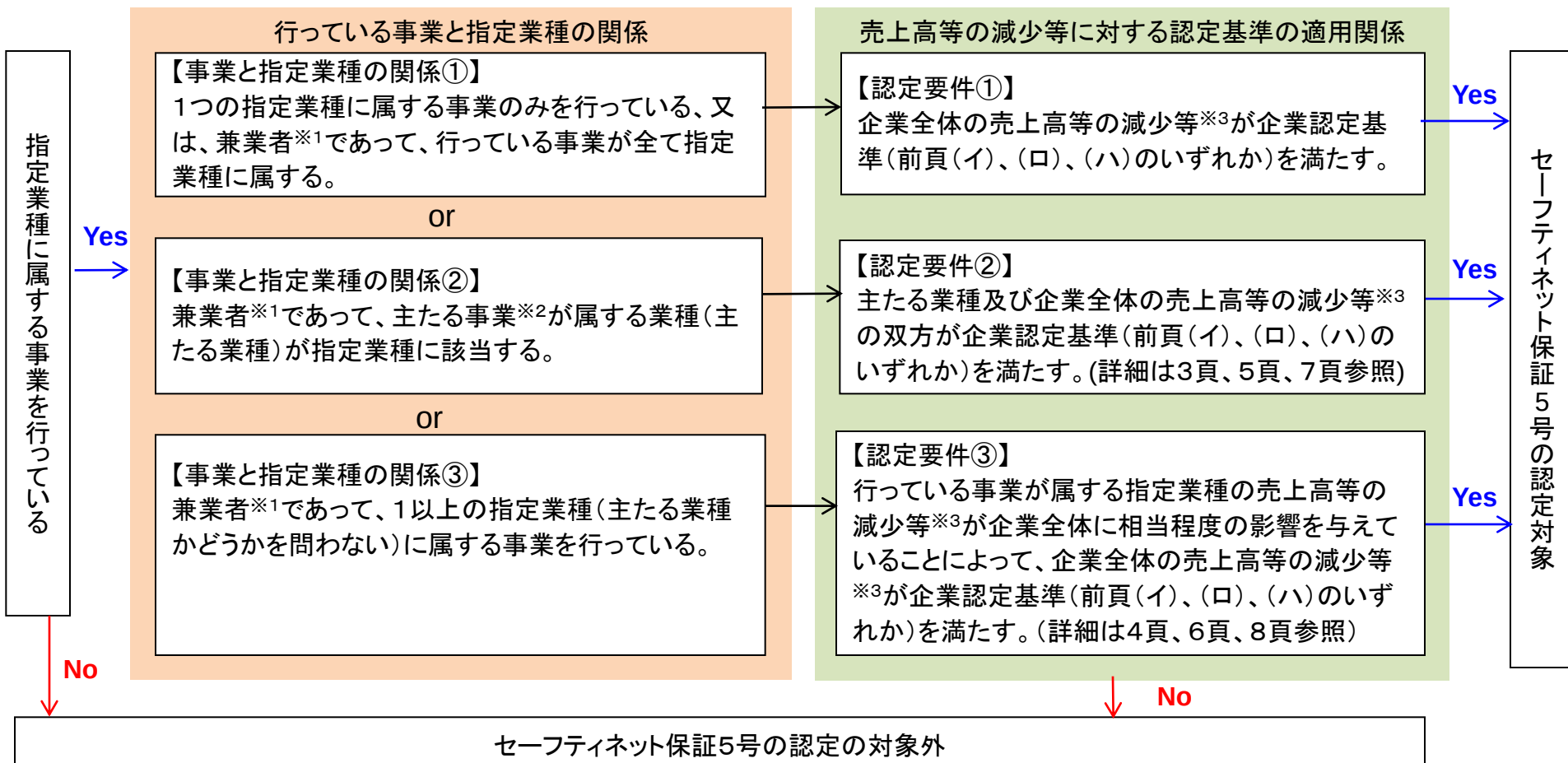
※2: 平成24年11月1日以降の業種指定にあたっては、※1にあるとおり、それまでの業種指定基準を一層緩和した基準(最近月の売上高等がリーマンショック前(4年前)比5%以上減少等)を適用したが、平成24年11月1日以降の市区町村における認定においては、4年前の売上高等と比較する基準は適用せず、上記2. のとおり、最近3か月の前年同期の売上高等と比較する基準を引き続き適用する。

※3: 最近2か月の売上高等の実績値とその翌月を含む3か月間の見込み値で認定申請することも可能。

※4: 売上高等の減少が円高によるものであることを具体的に記述した書面(理由書)が必要。

企業認定基準の具体的な適用関係

セーフティネット保証5号は、指定業種に属する事業の売上高等の減少等によって経営の安定に支障が生じている中小企業者を対象とするものであることを踏まえ、企業認定基準（前頁（イ）、（ロ）、（ハ））の具体的な適用関係は、以下のような類型に分かれる。



※1：兼業者とは、2以上の細分類業種に属する事業を行っている中小企業者をいう。

※2：主たる事業とは、最近1年間の売上高等が最も大きい事業をいう。

※3：売上高等の減少等には、原油等の仕入価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていないことを含む。

注）事業と指定業種の関係①から③について複数の関係に当てはまる場合、どの関係に基づいて認定申請を行うかは、申請者が選択可能。

認定要件②に係る(イ)の基準の取扱い

(主たる業種及び企業全体双方の売上高等の減少に係る要件))

○以下の要件のいずれも満たすこと。

①主たる業種の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。

②企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。

※主たる業種とは、原則として、最近1年間の売上高等の最も大きい事業が属する業種。平成24年11月1日以降の認定申請分については、主たる業種の判定は細分類ベースで行う。

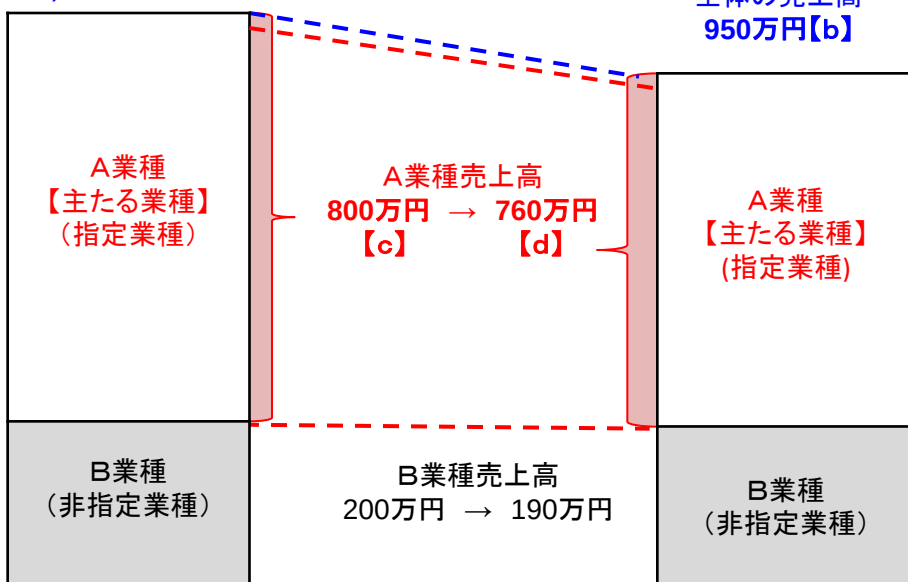
○下記ケースでは、①及び②のいずれの要件も満たすため認定の対象となる。

<最近3か月の前年同期>

全体の売上高
1,000万円【a】

<最近3か月>

全体の売上高
950万円【b】



①主たる業種の売上高の減少率(5%以上)

$$\frac{\text{主たる業種の売上高の減少額}}{\text{主たる業種の最近3か月の前年同期の売上高}} = \frac{800\text{万円【c】} - 760\text{万円【d】}}{800\text{万円【c】}} = 5\%$$

②全体の売上高の減少率(5%以上)

$$\frac{\text{全体の売上高の減少額}}{\text{全体の最近3か月の前年同期の売上高}} = \frac{1,000\text{万円【a】} - 950\text{万円【b】}}{1,000\text{万円【a】}} = 5\%$$

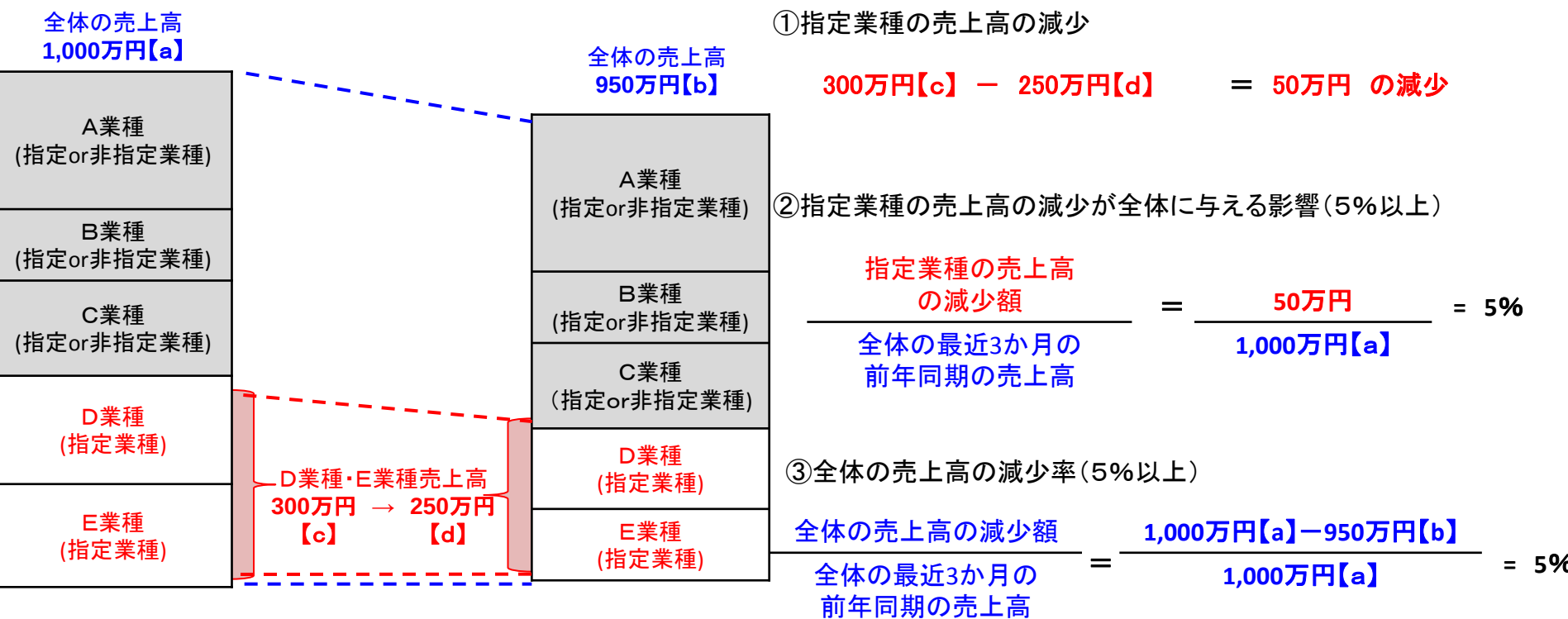
認定要件③に係る(イ)の基準の取扱い

(指定業種の売上高等の減少が企業全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることに係る要件)

- 以下の要件のいずれも満たすこと。
 - ① 指定業種の最近3か月売上高等が前年同期比で減少等していること。
 - ② 企業全体の最近3か月の前年同期の売上高等に対する、指定業種の売上高等の減少額等の割合が5%以上であること
 - ③ 企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること
- 下記ケースでは、①から③のいずれの要件も満たすため、認定の対象となる。

<最近3か月の前年同期>

<最近3か月>



※1: 上記のとおり、売上高が減少している指定業種(D業種・E業種)について、売上高を業種毎に算出せずに合算値とすることも可。

※2: D業種及びE業種が指定業種であること、並びにD業種及びE業種の売上高及び企業全体の売上高の減少率等でもって要件を満たすことが確認できれば、認定申請者は、A業種、B業種及びC業種が指定業種か否かの疎明、並びに当該業種の売上高の算出は不要。

認定要件②に係る(ロ)の基準の取扱い (主たる業種及び企業全体双方に係る原油等の仕入価格の上昇等に係る要件))

○以下の要件のいずれも満たすこと。

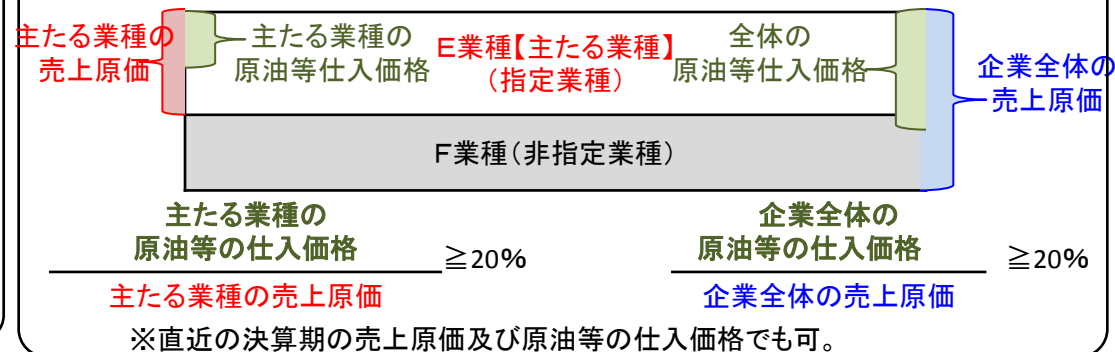
- ①主たる業種及び企業全体それぞれについて、原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇（主たる業種及び企業全体の原油等の仕入単価の上昇率）
- ②主たる業種及び企業全体それぞれについて、売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上（主たる業種及び企業全体の原油等への依存率）
- ③主たる業種及び企業全体それぞれについて、最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること（主たる業種及び企業全体の価格転嫁の状況）

○上記①から③の適用関係のイメージは以下のとおり。

①原油等の仕入単価の上昇率

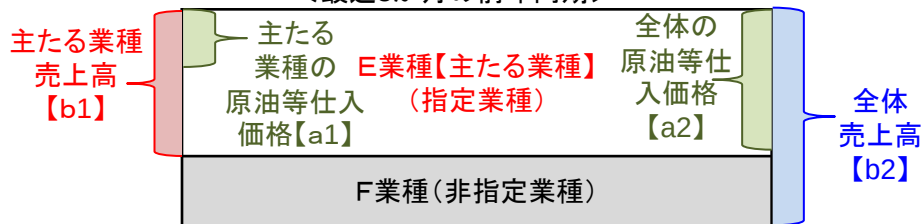
$$\frac{\text{主たる業種の最近1か月の原油等の仕入単価}}{\text{主たる業種の最近1か月の前年同月の原油等の仕入単価}} \geq 20\% \quad \frac{\text{全体の最近1か月の原油等の仕入単価}}{\text{全体の最近1か月の前年同月の原油等の仕入単価}} \geq 20\%$$

②原油等への依存率



③指定業種及び企業全体の価格転嫁の状況

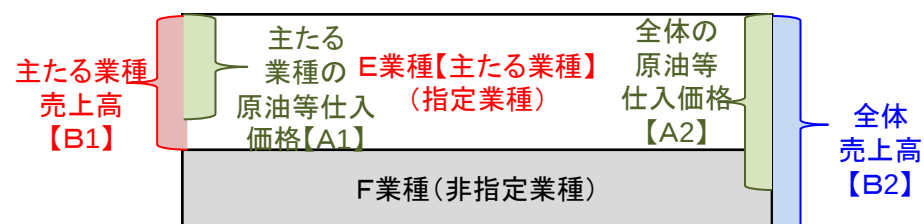
<最近3か月の前年同期>



$$\frac{\text{主たる業種の原油等の最近3か月の仕入価格【A1】}}{\text{主たる業種の最近3か月の売上高【B1】}} - \frac{\text{主たる業種の原油等の前年同期の仕入価格【a1】}}{\text{主たる業種の最近3か月の売上高【b1】}} > 0$$

※計算結果が0より大きければ要件を満たす。

<最近3か月>



$$\frac{\text{全体の原油等の最近3か月の仕入価格【A2】}}{\text{全体の最近3か月の売上高【B2】}} - \frac{\text{全体の原油等の前年同期の仕入価格【a2】}}{\text{全体の最近3か月の売上高【b2】}} > 0$$

認定要件③に係る(ロ)の基準の取扱い

(指定業種に係る原油等の仕入価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できていないことに係る要件))

○以下の要件のいずれも満たすこと。

- ①指定業種に係る原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇（原油等の仕入単価の上昇率）
- ②企業全体の売上原価のうち、指定業種に係る原油等の仕入価格が20%以上（原油等への依存率）
- ③指定業種の最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、指定業種の前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること（指定業種に係る価格転嫁の状況）
- ④企業全体の最近3か月の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、企業全体の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っていること（企業全体に係る価格転嫁の状況）

○上記①から④の適用関係のイメージは以下のとおり。

①原油等の仕入単価の上昇率

$$\frac{\text{指定業種の最近1か月の原油等の仕入単価}}{\text{指定業種の最近1か月の前年同月の原油等の仕入単価}} \geq 20\%$$

※F業種・G業種に係る原油等の仕入単価の上昇率を算出

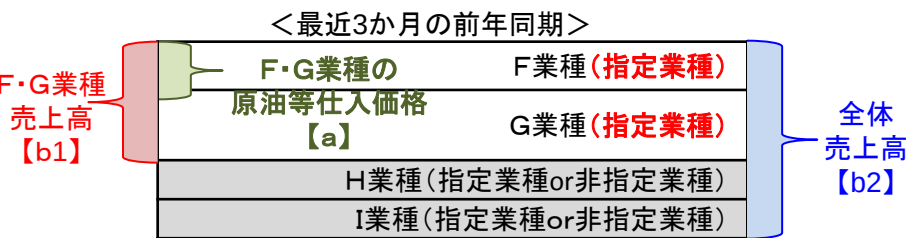
②原油等への依存率

企業全体の売上原価	F業種(指定業種)	F・G業種の原油等仕入価格
	G業種(指定業種)	
	H業種(指定業種or非指定業種)	
	I業種(指定業種or非指定業種)	

$$\frac{\text{指定業種の原油等の仕入価格}}{\text{企業全体の売上原価}} \geq 20\%$$

※直近の決算期の売上原価及び原油等仕入価格でも可。F・G業種に係る原油等仕入価格は合算値でも可。

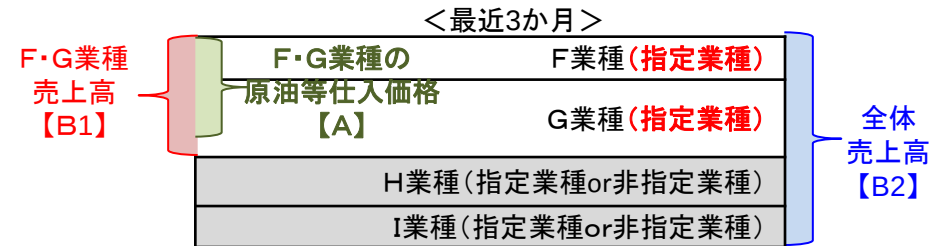
③指定業種及び④企業全体の価格転嫁の状況



③指定業種に係る価格転嫁の状況

$$\frac{\text{指定業種の原油等の最近3か月の仕入価格【A】}}{\text{指定業種の最近3か月の売上高【B1】}} - \frac{\text{指定業種の原油等の前年同期の入価格【a】}}{\text{指定業種の最近3か月の売上高【b1】}} > 0$$

※計算結果が0より大きければ要件を満たす。F・G業種に係る原油等の仕入価格及び売上高は合算値でも可。



④企業全体に係る価格転嫁の状況

$$\frac{\text{指定業種に係る原油等の最近3か月の仕入価格【A】}}{\text{企業全体に係る最近3か月の売上高【B2】}} - \frac{\text{指定業種に係る原油等の前年同期の仕入価格【a】}}{\text{企業全体に係る前年同期の売上高【b2】}} > 0$$

※計算結果が0より大きければ要件を満たす。F・G業種に係る原油等の仕入価格及び売上高は合算値でも可。

認定要件②に係る(ハ)の基準の取扱い (主たる業種及び企業全体の売上高等の双方に係る要件(円高要因関係))

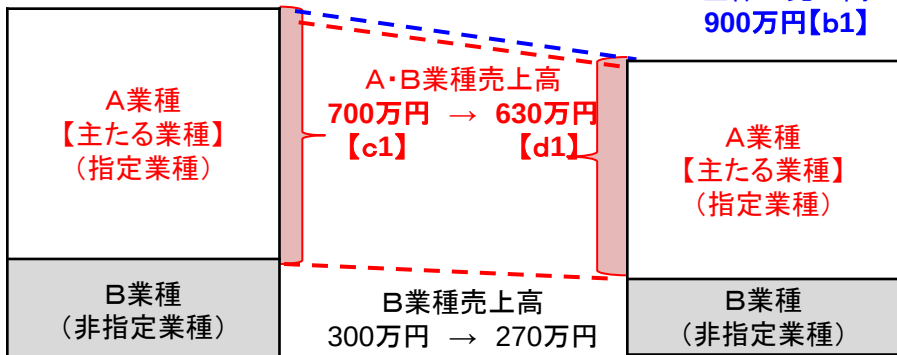
○以下の要件のいずれも満たすこと。(※売上高等の減少が円高によるものであることを具体的に記述した書面(理由書)も必要。)

- ①主たる業種及び企業全体それぞれについて、最近1か月の売上高等の減少が前年同月比で10%以上減少していること。
- ②主たる業種及び企業全体それぞれについて、最近1か月の後の2か月を含む3か月間の売上高等の見込みが前年同期比で10%以上減少していること。

○下記の①、①'、②及び②'のケースでは、上記①及び②のいずれの要件も満たすため、認定の対象となる。

<最近1か月の前年同月>

全体の売上高
1,000万円【a1】

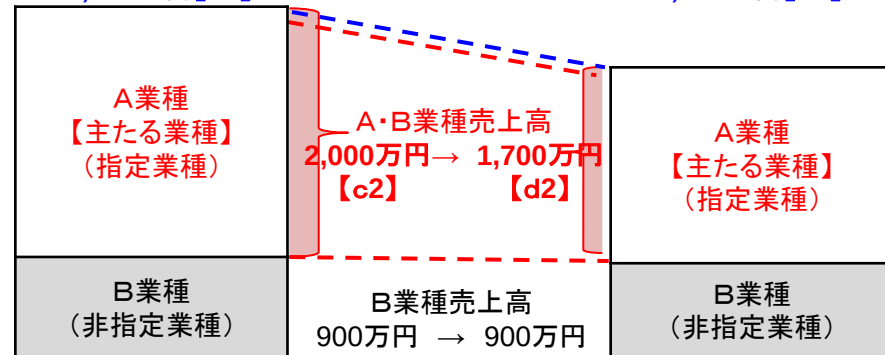


<最近1か月>

全体の売上高
900万円【b1】

<その後2か月を含む
3か月間の前年同期>

全体の売上高
3,000万円【a2】



<その後2か月を含む
3か月間の見込み>

全体の売上高
2,600万円【b2】

$$\textcircled{1} \frac{\text{主たる業種の売上高の減少額}}{\text{主たる業種の最近1か月の前年同月の売上高}} = \frac{700\text{万円【c1】} - 630\text{万円【d1】}}{700\text{万円【c1】}} = 10\%$$

$$\textcircled{2} \frac{\text{指定業種の売上高の減少額見込み}}{\text{主たる業種のその後の2か月を含む3か月間の前年同期の売上高}} = \frac{2,000\text{万円【c2】} - 1,700\text{万円【d2】}}{2,000\text{万円【c2】}} = 15\%$$

$$\textcircled{1}' \frac{\text{全体の売上高の減少額}}{\text{全体の最近1か月の前年同月の売上高}} = \frac{1,000\text{万円【a1】} - 900\text{万円【b1】}}{1,000\text{万円【a1】}} = 10\%$$

$$\textcircled{2}' \frac{\text{全体の売上高の減少額見込み}}{\text{全体のその後の2か月を含む3か月間の前年同期の売上高}} = \frac{3,000\text{万円【a2】} - 2,600\text{万円【b2】}}{3,000\text{万円【a2】}} = 13\%$$

認定要件③に係る(ハ)の基準の取扱い

(指定業種の売上高等の減少等が企業全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることに係る要件(円高要因関係))

- 以下の要件のいずれも満たすこと。(※売上高等の減少が円高によるものであることを具体的に記述した書面(理由書)も必要。)
- ①指定業種の最近1か月の売上高等が前年同月比で減少等していること。
 - ②企業全体の最近1か月の前年同月の売上高等に対する、指定業種の減少額等の割合が10%以上であること。
 - ③企業全体の最近1か月の売上高等が前年同期比で10%以上減少していること。
 - ④最近1か月の後の2か月を含む3か月間の指定業種の売上高等が前年同期比で減少等することが見込まれること。
 - ⑤最近1か月の後の2か月を含む3か月間の前年同期の企業全体の売上高等に対する、指定業種の減少額等の見込みの割合が10%以上であること。
 - ⑥最近1か月の後の2か月を含む3か月の企業全体の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれること。
- 下記のケースでは、①から⑥のいずれの要件も満たすため、認定の対象となる。

<最近1か月の前年同月>
全体の売上高
1,000万円【a1】

A業種 (指定業種or非指定業種)
B業種 (指定業種or非指定業種)
C業種(指定業種)
D業種(指定業種)

C・D業種売上高
500万円【c1】 → 400万円【d1】

<最近1か月>
全体の売上高
900万円【b1】

A業種 (指定業種or非指定業種)
B業種 (指定業種or非指定業種)
C業種(指定業種)
D業種(指定業種)

<その後2か月間を含む
3か月間の前年同期>
全体の売上高
3,000万円【a2】

A業種 (指定業種or非指定業種)
B業種 (指定業種or非指定業種)
C業種(指定業種)
D業種(指定業種)

C・D業種売上高
1,600万円【c2】 → 1,100万円【d2】

<その後2か月を含む
3か月間の見込み>
全体の売上高
2,600万円【b2】

A業種 (指定業種or非指定業種)
B業種 (指定業種or非指定業種)
C業種(指定業種)
D業種(指定業種)

① 500万円【c1】 - 400万円【d1】 = 100万円の減少

④ 1,600万円【c2】 - 1,100万円【d2】 = 500万円の減少

② $\frac{\text{指定業種の売上高の減少額}}{\text{全体の最近1か月の前年同期の売上高}} = \frac{100\text{万円}}{1,000\text{万円【a1】}} = 10\%$

⑤ $\frac{\text{指定業種の売上高の減少額見込み}}{\text{全体のその後2か月を含む3か月間の前年同期の売上高}} = \frac{500\text{万円}}{3,000\text{万円【a2】}} = 17\%$

③ $\frac{\text{全体の売上高の減少額}}{\text{全体の最近1か月の前年同月の売上高}} = \frac{1,000\text{万円【a1】} - 900\text{万円【b1】}}{1,000\text{万円【a1】}} = 10\%$

⑥ $\frac{\text{全体の売上高の減少額見込み}}{\text{全体のその後2か月を含む3か月間の前年同期の売上高}} = \frac{3,000\text{万円【a2】} - 2,600\text{万円【b2】}}{3,000\text{万円【a2】}} = 13\%$

※1: 売上高が減少している、あるいは減少することが見込まれる指定業種(C業種・D業種)について、売上高を業種毎に算出せずに合算値とすることも可。

※2: C業種及びD業種が指定業種であること、並びにC業種及びD業種の売上高及び企業全体の売上高の増減でもって要件を満たすことが確認できれば、認定申請者はA業種及びB業種が指定業種か否かの疎明、並びに当該業種の売上高の算出は不要。